

令和6年度 宮崎市認知症カフェ運営団体について【募集】

認知症カフェとは、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症の方やそのご家族が、地域の方や専門職と相互に情報を共有し、お互いを理解しあう交流の場です。

市の認知症カフェ開催要件を満たす団体を対象に、補助金を交付し、認知症の方やそのご家族の居場所づくり、すべての人が自分事として認知症について考えるきっかけをつくる活動拠点構築の支援を行います。

○対象団体

- (1) 宮崎市内に所在する団体であること
- (2) 宗教活動や政治活動を目的とする団体、暴力団または暴力団員の統制下にある団体ではないこと
- (3) 自ら積極的に活動を広める広報活動を行う団体であること
- (4) 適切な事業運営が確保できると市長が認める団体であること

※すべての地域包括支援センター圏域に認知症カフェを設置することを目指しています。現在、認知症カフェが未設置の地域包括支援センター圏域にて開催予定の団体が優先的に補助対象となる場合がありますので、事前に地域包括ケア推進課までご連絡ください。

○補助対象要件

- (1) 宮崎市内に運営する拠点（一堂に10名以上の参加が可能なスペース）を設け、月に2回以上、1回あたり2時間程度開催すること
- (2) 拠点における1回あたりの利用者が概ね5名以上であること
- (3) 運営スタッフとして1名以上の医療関係者（医師、看護師等）及び1名以上の福祉関係者（社会福祉士、精神保健福祉士、認知症である者の介護等に従事した経験を有する介護支援専門員、介護福祉士等）を確保し、開催時にはうち1名以上の者を配置させること
- (4) 開催時には1名以上の運営スタッフと運営スタッフ以外の補助者（ボランティアの認知症サポーター等）の合計2名以上の者が活動の提供にあたること
- (5) 運営スタッフを中心にミーティングを開催するなどしながら、活動内容を提供すること
- (6) 認知症の人を介護している家族向けの認知症介護教室等を年1回以上開催すること

○補助実施期間

令和6年4月～令和7年3月まで

※実際の補助実施期間の始期は、補助金交付決定後とする。

○補助額

年間30万円が上限（1か月あたり25,000円程度）



○募集期間

令和6年4月1日～

(ただし、予算額に達した時点で受付を終了とします。)

○申請方法

地域包括ケア推進課へ下記提出書類を提出（郵送又はメール可）

○提出書類

- (1) 宮崎市認知症カフェ運営補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 宮崎市認知症カフェ実施計画書（様式第1号の2）
- (3) 収支予算書（様式第1号の3）
- (4) 団体の概要・活動内容が分かる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類
 - ・医療・介護職の免許証の写し
 - ・誓約書兼同意書（暴力団排除条例関係）

※提出書類様式は、宮崎市ホームページよりダウンロードできます

ご不明な点等がございましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。

【問い合わせ先】

宮崎市地域包括ケア推進課権利擁護係

TEL：(0985) 21-1773

メール：10houkatsu@city.miyazaki.miyazaki.jp